

## < 炉物理部会規約 >

昭和 42 年 9 月 25 日 第 95 回理事会, 研究連絡会決定

昭和 58 年 7 月 26 日 一部改定

平成 5 年 12 月 研究部会移行

専門分野別研究部会規定(規定第 11 号)により, 炉物理部会を本規約により設置し運営する。

(目的)

第 1 条 炉物理部会(以下本部会)は, 炉物理に関する専門分野の研究活動を支援し, その発展に貢献することを目的とする。

(部会員)

第 2 条 学会正会員および学生会員は本部会員となる資格を有する。

第 3 条 本部会に参加を希望する会員は, 所定の事項を記入した入会申込書に部会費を添えて, 事務局に申し出る。なお, 退会の際はその旨を事務局に通知する。

(運営費, 部会費)

第 4 条 本部会の運営費には, 部会費, 事業収入, 寄付, その他をもってあてる。

第 5 条 運営費については, 企画委員会の了承を経て理事会に報告し, その承認を得ることとする。

(総会)

第 6 条 総会を年 1 回以上開催し, 本部会の事業, 予算, 運営等の重要事項について承認を得るものとする。

第 7 条 本部会の運営は, 学会正会員の本部会員より選ばれた部会長, 副部会長各 1 名および幹事若干名からなる運営委員会が行う。運営委員の任期は別に定める。

第 8 条 事業の実施のため, 運営委員会のもとに小委員会を設けることができる。

(事業)

第 9 条 本部会は次の事業を行う。

(1) 定期的に部会報を発行する。

(2) 随時, 技術情報提供等のためのニュースレター等を発行する。

(3) 学会の学術講演会に積極的に参加する。

(4) 関連する専門研究委員会, 特別専門研究委員会等の活動を積極的に支援する。

( 5 ) 討論会 , 研究発表集会等を開催し , 優秀な発表論文については , 学会誌への投稿を積極的に奨励する。

( 6 ) 関連する国内外の学協会 , 諸機関との共催による研究集会の企画 , 実施を行い , 国内および国外研究協力を積極的に進める。

( 7 ) 年 1 回以上 , セミナーを開催する。

( 8 ) 炉物理の理解を一般に広めるため , 随時 , 講演会 , 見学会等を開催する。

( 9 ) その他 , 適切な事業は随時 , 実施する。

( 変更 )

第 10 条 本規約の変更は , 運営委員会の発議に基づき , 総会での承認を要する。

( 本部会は , 昭和 42 年 9 月 25 日に研究連絡会として発足し , 平成 5 年 12 月に専門分野別研究部会に移行 )